

## 安全運転管理者の酒気帯び確認業務に関する質問回答

Q 1 安全運転管理者の業務として改正された点は、どのような内容でしょうか。

A 1 改正点は次のとおりです。

- (1) 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日から）
  - ・運転前後の運転者の酒気帯びの有無について目視等で確認すること。
  - ・確認した内容を記録し、記録した内容を1年間保存すること。
- (2) アルコール検知器の使用等（令和4年10月1日から）  
上記(1)に加えて、
  - ・運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認を国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと。
  - ・アルコール検知器を常時有効に保持すること。が追加されます。

Q 2 国家公安委員会が定めるアルコール検知器とは、どのような機器でしょうか。

A 2 呼気中のアルコールを検知し、呼気中アルコールの有無や呼気中アルコールの濃度について警告音、警告灯、数値等によって確認できるものであれば良いです。

特段の性能は問いません。

Q 3 「アルコール検知器を常時有効に保持すること」とは、どのようなことでしょうか。

A 3 正常に作動し、故障がないアルコール検知器を保持しておくことをいいます。

具体的には

- ・アルコール検知器の取扱説明書どおり、使用可能な期限や回数を守る。
- ・アルコール検知器の保守管理を行う。
- ・定期的にアルコール検知器の故障の有無について確認し、故障がないものを使用する。

になります。

Q 4 「酒気帯びの有無の確認」が必要となるのは、どのような場合でしょうか。

A 4 事業所の業務に従事して、事業所が管理する車両を運転する場合に必要となります。

業務として、事業所が管理していない車両を一時的に運転する場合は不要です。

しかし、長期リースしている車両など常態的・継続的に運転する場合は、

事業所が管理する車両とみなされます。

Q 5 「酒気帯びの有無の確認」は、運転する都度、行う必要がありますか。

A 5 運転する都度、行う必要はありません。

運転を含んだ業務の開始前から業務の終了後、出勤時から退勤時に行うことで足ります。

1日に数回運転する場合でも、業務の開始前から業務の終了後、出勤時から退勤時に行うことで足ります。

Q 6 「目視等で確認」とは、どのようなことでしょうか。

A 6 運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

Q 7 対面での酒気帯び確認が困難な場合、どのような方法で行えば良いでしょうか。

A 7 確認の方法は対面が原則ですが、出張先での運転や直行直帰の場合など対面で確認することが困難な場合は、対面での確認に準ずる適宜の方法で実施すれば良いです。

例えば、

① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等を確認する方法

(10月1日以降は、運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させるなどした上でのアルコール検知器による測定結果も確認)

② 携帯電話、業務無線など運転者と対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答する声の調子等を確認する方法

(10月1日以降は、運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させるなどした上でのアルコール検知器による測定結果も報告させる)

などの対面による確認と同視できる方法で行うことになります。

Q 8 個人が購入したアルコール検知器を使用して、酒気帯びの確認をしても良いでしょうか。

A 8 個人で購入したアルコール検知器を使用することはできます。

ただし、安全運転管理者において、当該アルコール検知器が正常に作動し、故障がないかどうかの確認を定期的に行うなど、「常時有効に保持」するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限りです。

基本的には、運転者の所属する事業所(営業所等)が管理しているアルコール検知器を使用することになります。

Q 9 A 営業所の従業員が B 営業所から運転を開始する場合や B 事業所において運転を終了する場合、B 営業所の安全運転管理者が確認すれば、酒気帯びの確認をしたことになるのでしょうか。

A 9 酒気帯びの確認をしたとみなされますが、この場合、A 営業所の従業員が A 営業所の安全運転管理者に酒気帯びの確認を報告しなければなりません。

B 営業所の安全運転管理者の立会いの下に実施したアルコール検知器による測定結果を、電話など運転者と直接対話できる方法により A 営業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯びの確認をしたものとして取り扱うことができます。

Q 10 安全運転管理者と勤務形態や勤務時間が異なるなど、安全運転管理者が不在で安全運転管理者による確認ができない場合がありますが、安全運転管理者以外の者が確認を行うことは可能でしょうか。

A 10 安全運転管理者が不在となる場合、副安全運転管理者や安全運転管理者の業務を補助する者が酒気帯び確認をしても差し支えありません。

「補助する者」については、人数や資格などの制限はありません。

ただし、「補助する者」が安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な指示を受けることができるなど、「安全運転管理者が行うべき業務が確実に実施されている」と評価できる体制が必要です。

Q 11 直行直帰などで、私有車、レンタカーを使用している場合でも酒気帯び確認は必要でしょうか。

A 11 使用する車両の所有権、貸借権等を事業所が有している車両であれば私有車、レンタカーであっても必要になります。

突発的に私有車、レンタカーを使用することとなった場合は不要になります。

Q 12 自動二輪車、原付自転車を業務で運転する場合でも、酒気帯び確認は必要でしょうか。

A 12 50cc以下の原付自転車は不要です。

自動二輪車、50ccを超える二種原付自転車は必要になります。

また、大型特殊自動車、小型特殊自動車についても必要になります。

Q 13 運転者自身が、安全運転管理者の業務を補助する者として、別の運転者の酒気帯び確認を行うことは可能でしょうか。

A 13 安全運転管理者等が、相互に酒気帯びの有無の確認を行うことは問題ありません。

Q14 酒気帯びの確認は、どのような事項を記録すれば良いのでしょうか。

A14 酒気帯び確認は、令和4年4月1日から次の事項を記録することになります。

- ①確認者名
- ②運転者名
- ③運転者の業務に使用する自動車ナンバー等
- ④確認日時
- ⑤確認方法
  - ・対面ではない場合、具体的方法
- ⑥酒気帯びの有無
- ⑦指示事項
- ⑧その他必要事項

また、令和4年10月1日からは

- ⑤確認方法
    - ・アルコール検知器使用の有無
- についても、記録することになります。

Q15 記録様式や保存方法は決まっているのでしょうか。

A15 定まった記録様式はありません。

保存方法も決まっていませんので、紙による保存、電子データによる保存で可能です。